

全 教

学校図書館職員対策部
NEWS

2018/1/17

発行

子どもに豊かな育ちと読書のよろこびを 第17回 学校図書館&公共図書館の充実を求めるつどい

1月8日(月)「第17回学校図書館&公共図書館の充実を求めるつどい」(以下、「読書のつどい」)が「『子どもに豊かな学びと読書のよろこびを 学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい』実行委員会」主催で、東京都千代田区にて開催され、講師の先生を含め全国から60の方が参加されました。

「読書のつどい」は、学校図書館と公共図書館が手を取り合って子どもたちに豊かな育ちを保障し、読書の喜びを届けたいとの願いで、親子読書地域文庫全国連絡会(親地連)、自治体労働者の組合(自治労連)、学校教職員の組合(全教)が実行委員会をつくり、今回で17回目となるものでした。



記念講演「『ぱっちわーく』25年のあゆみから～図書館のこれまでと、これから～」 元『ぱっちわーく』事務局長 梅本 恵さん

今回の「読書のつどい」では、“全国の学校図書館に人を！の夢と運動をつなぐ情報交流紙”『ぱっちわーく』の事務局長をされていた、梅本恵さんに「『ぱっちわーく』25年のあゆみから～図書館のこれまでと、これから～」というテーマでご講演いただきました。



講演を聞いた参加者からは、「25年の歴史は、梅本さんの努力による前進の歴史を実感した」「つながりの大切さを実感」「組合組織として、どのような運動を作っていくのか、交流を積み重ねていくかの指針としていきたい」などの感想が出され、学校図書館、公共図書館での豊かなとりくみを交流し、学びあってきた歴史を知ることができ、今後のとりくみ方向の示唆をいただきました。



<分散会> 今回の読書のつどいでは、テーマをわけず A、B、C、3つの分散会をおこないました。

午後の分散会では、記念講演講師の梅本さんも3分散会を順番に参加していただきました。講演を聞いての意見交換・交流(図書館についての思いなど)や公共図書館・学校図書館の情報交流をおこなう中で、公共図書館の公共性を掘り崩す「構造改革」、学校司書の削減や非正規化について、実態が改めて明らかになり、公共図書館、学校図書館のとりくみ、保護者・住民との共同の運動や声が反映した分散会となりました。





その他、全体会では特別報告として「地方公務員法・地方自治法『一部改正』による『会計年度任用職員』制度について」自治労連・小泉治さんから、問題点・課題点などを、資料をもとに報告がありました。

閉会集会では、分散会の報告が短時間でしたが、分散会の模様や討論のポイント、課題などを3名の方からおこなわれ、参加者全体で共有されました。

小学校・中学校での学校司書配置は徐々に進んでいるとはいえ、圧倒的多数が非正規であり、複数校勤務、他職と兼任、低賃金という状況です。高校でも非正規化が進み、更に、学校司書の専任率が前年比19ポイント減、兼任率が11.3ポイント増、複数校勤務が7.7ポイント増という調査結果もあり、(全国学校図書館協議会「2017年度学校図書館調査」)、専任という観点からも後退しています。2020年度から導入される「会計年度任用職員制度」により、学校司書が非正規に固定化されることも危惧されます。「豊かな学びと育ちが保障できる学校図書館」が機能するためには、専任・専門・正規の学校司書配置が必要です。



教育や文化に関わる分野での民営化がさらにすすめられようとしています。学校図書館や公共図書館は、この2つの分野に関わるものです。この分野へ利潤追求を第一義とした会社などの参入は、教育や文化の変質を招くものになる危険があります。企業の論理は利潤追求のための効率化です。教育・文化の進歩・発展は人的な部分での効率化とは相いれないものです。



「読書のつどい」に参加した私たちは、この学びを、職場・地域に戻り伝えていきます。そして、学校図書館で働く学校司書の待遇改善や正規化へのとりくみ、公共図書館の民間委託を許さない地域での共同のとりくみを各組織でもすすめていくことが大切です。

**時効は
3年です!**

全教共済の総合共済にご加入の方へ、 給付申請忘れていませんか?



お祝い給付

- 結婚したとき **1万円**
- 出産したとき **5千円**
- 結婚記念日に... **2万円**
(満15年・25年・35年のいずれか1回)
- 独身の方に **2万円**
(加入期間10年以上かつ40歳以上の
独身で慶事祝金を受けたことのない方)

お見舞給付

- 本人が亡くなったとき... **10万円+退会給付**
(掛金全額)
- 配偶者が亡くなったとき **3万円**
- 子どもが亡くなったとき **2万円**
(未婚・未就業・25歳未満)
- 親が亡くなったとき **1万円**
(実父母・義父母・養父母を問いません。2回まで)
- 病気療養見舞金 **1万円**
(連続して30日以上病欠。ただし給付は1年に1回)
- 火災見舞金 **最高10万円**
- 自然災害見舞金
(地震災害を含む)
全壊・流失 **10万円**
半壊 **5万円**
(地震災害の大規模半壊、30cm以上の床上浸水による
損壊も含みます)
- 部分壊 **1万円**
(30cm未満の床上浸水および床下浸水による損壊も含みます)
- 救助法適用見舞金 **5千円**

もしかしたら?と思った時は、各都道府県共済会まで